

美山支所からのお知らせ

確定申告の相談会場（美山）のご案内

市民税などの申告や相談と合わせて、所得税の確定申告についてのご相談・受付を下記日程により実施します。

期間中（特に期間の初めと終わり）は、申告会場が大変混雑し、長時間お待ちさせるなどご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※ 青色申告、不動産・株式・山林等の譲渡所得、配当所得などについての申告相談は行っておりませんので、團部税務署でのご相談・申告をお願いします。

- 期間 2月16日（水）～3月15日（火） *土・日曜日は除く
- 時間 午前9時00分～午後4時30分
*正午～午後1時を除く。
*昨年までと受付時間が変更になっていますので、ご注意ください。
*混雑状況などにより早期に受付を終了する場合があります。
- 場所 美山文化ホール 2階第1会議室

※ 申告書は事前にご記入の上、相談会場へお越しください。
※ 市・府民税申告書、所得税の確定申告書が必要な方は、美山支所地域総務課および各地域振興会に備えていますので、ご利用ください。

税理士による相談会

1月14日発行の「第120号 お知らせなんたん」でもお知らせしましたが、確定申告相談期間中、近畿税理士会園部支部から派遣を受けた税理士による所得税確定申告相談会が開催されます。

- 日時 3月4日（金）午前10時～午後4時 *正午～午後1時を除く。
- 場所 美山文化ホール 1階第3会議室

◇問合せ先 美山支所地域総務課 TEL (0771) 68-0040

平成23年 春季火災予防運動

春先は火災が発生しやすい季節です。

南丹市消防団美山支団では、火災の発生を防ぐため、住民の皆さん一人ひとりに防火意識を高めてもらおうと、下記の活動を行いますので、ご協力とご理解をお願いします。

- 実施時期 2月27日（日）～3月7日（月）
- 主な活動内容
 - ① 防火宣伝パレード（消防車両により美山町内をパレード）
日時：2月27日（日）午前8時45分～
 - ② 高齢者宅への防火訪問（町内高齢者宅を団員が訪問）
日時：2月27日（日）午前8時45分～
 - ③ 一斉非常招集訓練（有事を想定した団員の訓練）
日時：2月27日（日）午後 場所：各分団管内
※当日は出動時にサイレンを吹鳴します。
※訓練場所周辺の皆様にはお騒がせしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
 - ④ 火の元点検（各家庭への防火訪問）
日時：3月1日（火）夜間 場所：美山町内全域
※当日午前7時にサイレンを吹鳴します。
 - ⑤ 火災予防巡回広報（消防車両で巡回広報）
日時：3月15日（火）夜間 場所：美山町内全域
※当日午後9時にサイレンを吹鳴します。

◇問合せ先 美山支所地域総務課 TEL (0771) 68-0040

京都司法書士園部支部 無料法律・登記相談会のお知らせ

京都司法書士会園部支部では、下記の日程で3月無料法律・登記相談会が開催されます。お気軽にご利用ください。

【無料・法律登記相談会日時及び場所】

相談日	相談場所	相談時間
3月1日（火）	南丹市役所美山支所 1階 小会議室	午後1時00分 ～午後4時00分 相談無料・予約不要

※ なお、次回以降の開催については、事前にお知らせ等でご案内させていただきます。

◇問合せ先 京都司法書士会園部支部 TEL (0771) 89-3750
美山支所地域総務課 TEL (0771) 68-0040

浄化槽の維持管理について

浄化槽ご使用の皆様へ

浄化槽の機能を十分発揮させるためには装置の点検、調整、清掃など技術的なメンテナンスが必要です。このため浄化槽法では、「保守点検」「清掃」「水質検査」を行うことが義務付けられています。専門の業者へ委託、依頼し必ず実施していただきますようお願いいたします。

- 保守点検（浄化槽法第10条） 毎年3回以上（浄化槽の種類により異なります）
浄化槽の機能維持のため、浄化槽の運転状況の点検、消毒剤の補充などをします。
この作業は、専門の知識や技術が必要となりますので、京都府に登録されている浄化槽保守点検業者に委託をお願いします。
- 清掃（浄化槽法第10条） 毎年1回以上（浄化槽の種類により異なります）
浄化槽の機能維持のため、浄化槽に溜まった汚泥やスラム（浄化槽内に発生する浮遊固形物）を抜き取り、附属装置・機械類を洗浄する作業です。この作業は、浄化槽清掃許可業者（京都府中部環境協同組合）に委託をお願いします。
- 水質検査（浄化槽法第11条） 毎年1回
浄化槽の保守点検・清掃が適正で浄化槽の機能を発揮しているか否かを確認する「年1回の健康診断」として重要な検査です。
この作業は、京都府が指定している指定検査機関（南丹市は、社団法人保健衛生協会）で受けていただきますようお願いいたします。
- 浄化槽の使用を廃止する場合（浄化槽法11条の2）
浄化槽の使用を止める場合または、休止される場合は、保守点検業者、浄化槽清掃許可業者へ依頼し浄化槽の「清掃」と「消毒」を行い「浄化槽廃止届出書」または、休止届を市に提出していただきますようお願いいたします。

◇問合せ先 下水道課 TEL (0771) 68-0054